

薬生食輸発0222第1号  
令和5年2月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産にんじんのトリアジメノール)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年2月10日付け薬生食輸発0210第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産にんじんからトリアジメノールを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1の中国の項中、

| 製品検査の対象食品等             | 条件 | 検査の項目  | 試験品採取の方法    | 検査の方法   | 検査を受けることを命ずる具体的理由                     |
|------------------------|----|--------|-------------|---|---------------------------------------|
| にんじん及びその加工品(簡易な加工に限る。) | -  | ジメトモルフ | 別表1の3によること。 | 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | 基準値(0.01ppm)を超えるジメトモルフが検出されるおそれがあるため。 |

を

| 製品検査の対象食品等             | 条件 | 検査の項目                     | 試験品採取の方法    | 検査の方法   | 検査を受けることを命ずる具体的理由   |
|------------------------|----|---------------------------|-------------|---|---|
| にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。） | -  | ジメトモルフ<br><u>トリアジメノール</u> | 別表1の3によること。 | 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | 基準値(0.01ppm)を超えるジメトモルフ及び基準値(0.1ppm)を超える <u>トリアジメノール</u> が検出されるおそれがあるため。 |

に改める。